

協議会だより

学習会「改定『放課後児童クラブ運営指針』を読み解く」

全国学童保育連絡協議会（以下、全国連協）は、学童保育をめぐるさまざまな課題のなかで、とりわけ重要な課題について研究・学習するために、毎年、都道府県の連絡協議会の関係者が集まる全国運営委員会のなかで学習会を開催しています。

二〇二五年一月二日付で、ごども家庭庁成育局長通知「放課後児童クラブ運営指針の改正について」が発出（二〇二五年四月一日施行）されたことを受けて、全国連協は同年四月二三日、東京都内に会場を設け（オンライン併用）、改定『放課後児童クラブ運営指針』を読み解くをテーマに学習会を開催しました。「放課後児童クラブ運営指針」（以下「運営指針」）の改定は、「子ども

権利」や安全対策を意識した内容になっており、「運営指針」の意味づけ、価値をあらためて共通認識とするためにも、再度「運営指針」を正しく読み解き、学童保育の社会的理解を広めようと企画したものです。学習会資料として、全国連協発行の冊子『学童保育情報 2024-2025』収録の、「運営指針」新旧対照表を用いました。学習会の概要を報告します。

はじめに、埼玉県さいたま市の指導員が、「運営指針」改定の経緯について講義を行いました。冒頭に、子どもの権利、「子どもの権利条約」の成り立ちとその意義、「子どもの権利条約」の四つの原則にふれ、四原則の趣旨をふまえた「ごども基本法」について説明しました。そして、学童保育の制度の経緯を説明したうえで、「運営指針」改定の論点、主な改定か所の解説をしました。

つづいて、東京都文京区の児童館館長をコーディネーター、岩手県滝沢市・神奈川県横須賀市・埼玉県さいたま市の指導員をパネリストとして、パネル討議を行いました。第一部は改定された「運営指針」の特徴と内容について。ここでは「運営指針」のなかでも、子どもの権利、コロナ禍で制限された生活がつづいたことによる子どもたちの変化、子どもの意見表明権の保障、子ども理解のための記録について討議しました。パネリストが、「子どもの権利条約」や「運営指針」の文章を、現場・保育実践に引き寄せて具体的な子どもたちの姿や指導員の関わりを思い起こし、関連づけて、自分たちの言葉で語りました。参加者と共に、コロナ禍で人と接することが制限され、受けとめられる「許される」体験が不足していたことがあったとすれば、私たちはどのようにして子どもたちの成長・発達に伴走していけばいいのか考える機会になりました。

第二部はパネリストと参加者で「運営指針」を読み解く時間を持ちました。参加者からは、「運営指針」第三章の「放課後児童クラブにおける育成支援の内容」に「ごどもが遊びや生活の中で、自分の権利を理解できるような環境や機会を設けること」が求められると追記されたこと、とりわけ「遊びや生活の中で」と記されたことを評価しつつ、「その内容について、保護者に周知するように努めること」は「むしろさしく感じる」という声もあがりましたが、日常的に保育のなかで、また保護者との関わりの中で自分たちが行ってきたことと確信を得ることができたようです。

結びにコーディネーターから、「運営指針」を「絵に描いた餅」にしないためにも、私たち自身も学習をつづけ、条件整備や制度の確立につなげるべく、学童保育の社会的理解を広めていこうと呼びかけました。今後、全国各地で同様の取り組みが広がることを期待します。

「放課後児童支援員」の資格を付与するための「放課後児童支援員認定資格研修」の講師等の選定にあたり、「当該都道府県内で長年放課後児童クラブに従事してきた者が担当すること」で、その域内における人材育成にも寄与することを想定しているものである（二〇二二年度までの全国児童福祉主管課長会議の説明資料より）と説明されてきたのと同様、その地域の学童保育の保育の底上げにつながるよう取り組みましよう。

「放課後児童クラブ運営指針解説書」が発出されました

二〇二五年三月二十八日付で、ごども家庭庁成育局成育環境課長通知「放課後児童クラブ運営指針解説書」が発出されました。六ページに「放課後児童クラブ運営指針解説書の策定経過」が記されています。以下、概要を記します。

「解説書」は、厚生労働省におい

て策定することとし、国の調査研究事業として、みずほ情報総研株式会社に委託して作成した。そして、淑徳大学総合福祉学部・柏女露峰教授を座長とし、有識者、自治体担当者、現場関係者等を委員とした検討委員会の議論、執筆を経て、二〇一六年一月に調査報告書が提出された。これを受け、二〇一七年三月末に厚生労働省より「解説書」を発出した。

二〇二五年四月の運営指針改正にあわせて「解説書」を改正することとし、みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社に案作成を委託し、そのうえで、ごども家庭庁のごども家庭審議会ごどもの居場所部会ならびに、同部会児童厚生施設及び放課後児童クラブに関する専門委員会の所属委員の協力を得て、ごども家庭庁が編集し、発出した。

「放課後児童クラブ運営指針解説書」の全文は、ごども家庭庁ホームページに掲載されているほか、株式会社フレイベル館から、同年四月

三〇日に出版されます。

「放課後児童健全育成事業実施要綱」が発出されました

二〇二五年四月八日付で、ごども家庭庁成育局長通知「放課後児童健全育成事業」の実施について」が発出されました。変更点を報告します。

◆「夏季休業期間中における放課後児童クラブの開所支援」に関わる記述が、「別添1 放課後児童健全育成事業」と「別添2 放課後子ども環境整備事業」に加筆されています。

◆「二体型」という文言を、二〇三一年末に「連携型」「校内交流型」に整理したことを受けて、「放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体型の目標業務量の記載がある」から「放課後児童クラブの受け皿整備量に関する内容の記載がある」と表現を変えたか所が、「別添2 放課後子ども環境整備事業」と「別添4 放課後児童クラブ支援事業」にあり

ます。

ます。

◆「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」に自動車を運行する場合の所在の確認について追加されたことを受けて加筆されたか所が、「別添5 放課後児童クラブ支援事業（放課後児童クラブ送迎支援事業）」と「別添7 障害児受入強化推進事業」にあります。

また、同日付で、ごども家庭庁成育局長通知「放課後児童対策支援事業の実施について」が発出されました。特徴的な点を報告します。

◆「別添1 放課後居場所緊急対策事業」は、「放課後児童クラブの待機児童が解消するまでの緊急措置として」の事業です。このたび、留意事項に、「本事業を利用する待機児童の保護者に対しては、放課後児童クラブへの入所待機を継続するか、適宜確認すること」が加筆されています。

この局長通知は、全文がごども家庭庁ホームページに掲載されています。